

労働者死傷病報告の報告はお済みですか？

労働者死傷病報告は、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合に所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

○報告義務者

上記の事由による被災労働者の所属する事業場の事業者

（派遣労働者が被災した場合は、派遣先及び派遣元の事業者はそれぞれ、所轄労働基準監督署に報告）

○報告期限

休業日数によって報告期限が異なります。

	休業日数等	提出期限
業務上の災害	死亡	災害発生後遅滞なく
	休業4日以上	
	休業1日以上4日未満	<ul style="list-style-type: none">・1月～3月に発生した災害 4月末日まで・4月～6月に発生した災害 7月末日まで・7月～9月に発生した災害 10月末日まで・10月～12月に発生した災害 翌年1月末日まで

【休業日数の数え方】

休業日数は、災害による負傷・疾病で働くことができない期間です。つまり、休日（所定休日）や年次有給休暇取得日であっても働くことができない期間であれば休業日数に含まれます。

○報告方法等

令和7年1月1日より、労働者死傷病報告の電子申請が義務化¹されます。

労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に報告する際は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（以下、「帳票入力支援サービス」といいます。）をご利用ください。

1 パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当面の間、書面による報告も可能です。書面により報告する場合は、厚生労働省HPから様式のダウンロードを行い、所轄の労働基準監督署へ提出してください。

なお、令和7年1月1日以降にご報告いただく場合は、改正前の労働安全衛生規則様式第23号及び同第24号の様式は使用できません。

e-Gov電子申請ログインはこちらから



【厚生労働省HP】労働局・労働基準監督署への申請・届出はオンラインをご活用ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

帳票入力支援サービスはこちらから



【厚生労働省HP】労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>



労働者死傷病報告の入力方法等はこちらから
（令和7年1月1日以降に書面にてご報告いただく場合の様式も、こちらからダウンロード可能です。）



【厚生労働省HP】労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和7年1月1日施行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

労働者死傷病報告の報告事項の主な改正内容（令和7年1月1日施行）

改正前は自由記載であった、**事業の種類**、**被災者の職種**、**国籍・地域及び在留資格**について該当するコードから選択できるようになり、**災害発生状況及び原因**については留意事項別に入力できるように入力欄が5分割されました。

傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。

項目とコードの対応表については、ポータルサイトをご確認ください。

（例）傷病名：負傷＞骨折
傷病部位：頭部＞鼻

事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目（分類番号4桁）を選択してください。

（例）製造業＞食料品製造業＞水産食品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目（分類番号3桁）を選択してください。

（例）生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造事業者

災害発生状況及び原因

5つの入力欄にそれぞれ入力してください。

国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域（3桁）及び在留資格（2桁）を選択してください。

電子申請義務化に伴う略図の取り扱いについて

従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいてもかまいません。

労働者死傷病報告

報告書作成者 氏名

年 月 日

事業者職氏名

【参考】「災害発生状況及び原因」の入力にあたってのポイント

どのような場所、 どのような物

墜落・転落の場合...**墜落・転落した場所（墜落・転落の直前まで作業していた場所）とその高さを目測で構いませんので、入力してください。**

はさまれ、巻き込まれの場合...単に「**機械**」（又は**重機等**）とせずに、**具体的な機械（又は重機等）の名称を入力するとともに、はさまれ、巻き込まれた箇所**を具体的にしてください。

転倒の場合...単に「**敷地内**」とせずに**具体的な場所**を入力してください。

どのような作業

単に「**作業中**」とせずに、**具体的にどのような作業（又は行動）**をしていたかしてください。

どのような不安全な、有害な状態があったか

単に「**労働者の不注意**」とせずに、**関係労働者等から聴取し、災害発生原因**を具体的にしてください。

どのような物、 どのような災害

帳票入力支援サービスに、起因物、事故の型、傷病の部位、傷病名等を取りまとめた一覧表を掲載予定ですので、これらを参考にしていただき具体的にしてください。

労働者死傷病報告を作成する上での留意点

労働者死傷病報告

81001		事業の種類(日本標準産業分類)									
カナ											
漢字											
工事名											
職員記入欄 派遣先の事業の労働保険番号											
事業場の所在地(住所)											
電話											
労働者数											
発生日時											
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)											
生年月日											
性別											
職種(日本標準職業分類)											
経験期間											
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)											
傷病名											
傷病部位											
被災地の所在地(住所)											
災害発生状況及び原因(次の項目に関して詳細に記入すること。)					略図(発生時の状況を図示すること。)						
①どのような場所(被災時の作業場所)											
②どのような作業をしているときに(作業者の作業行動を含む)											
③どのような物(機械、化学物質等)または環境に(起因物及び加害物)											
④上記①又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか											
⑤どのような災害が発生したか(事故の型、傷病の部位、箇所名等)											
国籍・地域 在留資格	(労働者が外国人である場合のみ記入すること) 国籍・地域コード 在留資格コード				起因物		店社コード				
報告書作成者 職氏名					職 員 記 入 欄		事故の型		業務上疾病		
年 月 日	事業者職氏名				労働基準監督署長殿		受付印				

被災者が建設工事の作業に従事する労働者の場合

労働保険番号

下請負人の労働者が被災した場合、元方事業者の労働保険番号を入力してください。

工事名について

工事名を入力してください。元方事業者の名称について
下請負人の労働者が被災した場合、元方事業者の名称を入力してください。

報告義務があるのは被災した労働者の所属事業場です。

報告先は建設工事の現場所在地を管轄する労働基準監督署です。

被災者が派遣労働者の場合

派遣先事業場の郵便番号及び名称を入力してください。

また、派遣先・派遣元の区分を入力してください。

報告義務があるのは派遣元事業場及び派遣先事業場の両方です。

報告先は、派遣元及び派遣先をそれぞれ管轄する労働基準監督署です。(派遣元がA署管内、派遣先がB署管内である場合等、派遣元と派遣先で報告先が異なる場合がありますので、ご確認ください)。

共通事項

事業場の名称について

法人名だけでなく、被災者の所属事業場の名称(支店、工場、営業所等)まで入力してください。

事業場の所在地について

被災者の所属事業場の所在地を入力してください。

休業見込期間又は死亡日時について

休業日数が4日未満(1~3日)である場合は、休業日数欄に休業日数を入力してください。(死亡・死亡日時欄の入力は不要です。)

休業日数	
休業日数	□ 日

令和7年1月1日以降の帳票入力サービス(電子申請手続「労働者死傷病報告(休業4日未満)」)の画面イメージです。

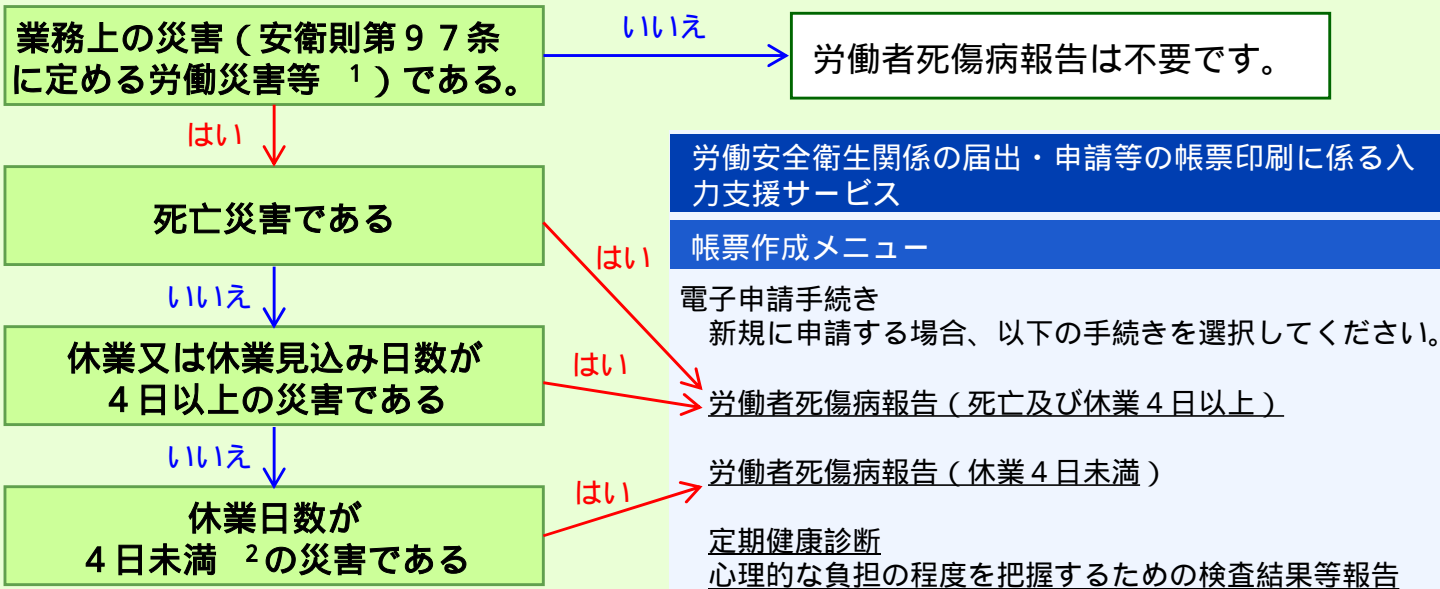
報告書作成者職氏名について

所轄労働基準監督署より、問い合わせる場合がありますので、災害発生状況のわかる方の職名、氏名を入力してください。

事業者職氏名について

通常は代表者名(法人であれば代表取締役)になります。ただし、支店等の場合で報告権限が委譲されているときには支店長等でも可能です。

労働者死傷病報告は、休業（見込み）日数が4日以上（死亡災害を含む）と休業日数が4日未満の2種類がありますので、該当するほうの手続きから報告をお願いいたします。



1 「安衛則97条で定める労働災害等」とは、「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業した場合」をいいます。

2 休業がない（休業0日である）場合は、労働者死傷病報告は不要です。

【参考】労働安全衛生規則 (労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、**電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項**を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
- 二 事業場の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数
- 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場名称
- 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場名称及び郵便番号
- 八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- 九 休業見込期間又は死亡日時
- 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- 十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、**電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数**を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。